

高齢者自立支援住宅改修費の助成について

この制度は、ご自宅で生活をされている 65 歳以上の方に、安全で快適な生活を送っていただくために、住宅の不都合な部分を改修し、生活しやすい住環境を整えていただくことを目的としています。

このため、この制度の対象となる方、適用される改修の種類は限定されています。

住宅のリフォームや住宅の新築及び設備の移設（築）、増改築を伴う工事は対象となりませんので、ご注意ください。

1 対象となる方

次の①から④までのすべてに該当する方が利用できます。



- ① 葛飾区民であること
- ② 65 歳以上であること
- ③ ご自宅での生活をしていること

入院等により、ご自宅で生活をされていない方は、対象となりませんが、入院中であっても、退院の目途がたっている方はご相談ください。

- ④ 事業対象者のうち運動機能が低下している方及びこれに準ずる方。

※判定は各高齢者総合相談センターが行います。

- ⑤ 要支援以上の介護認定を受けていないこと

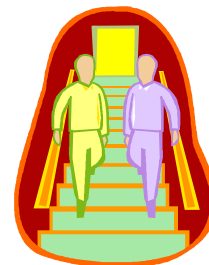
要支援以上の介護認定を受けている方は、ご利用いただける制度が異なります。窓口にお問い合わせください。

2 対象となる住宅改修の内容

この制度が適用される改修の種類は、次の①から⑥までに限定されています。いずれも転倒防止や身体への負担軽減のための改修工事です。

- ① 階段、廊下などへの「手すり」の取付け
- ② 部屋と廊下などの「段差の解消」
- ③ 階段、廊下などの「滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更」
- ④ 「引き戸等への扉の取替え」
- ⑤ 和式便器から洋式便器への「便器の洋式化」
- ⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事

上記①から⑤までの改修を行ううえで必要となる工事も助成の対象となります。



3 対象となる工事限度額

- ① 20万円を限度としています。
- ② 費用の1割は自己負担になります（生活保護を受けている方は自己負担なし）。
また、限度額（20万円）を超えた額も自己負担となります。

例1) 手すりの設置に199,500円の費用がかかった場合

自己負担は、工事費の1割（19,950円）となります。

助成額は、工事費の9割（179,550円）となります。

例2) 便器の洋式化に231,000円の費用がかかった場合

自己負担は、助成限度額の1割（20,000円）と限度額を超過した額の（31,000円）を合算した額（51,000円）となります。

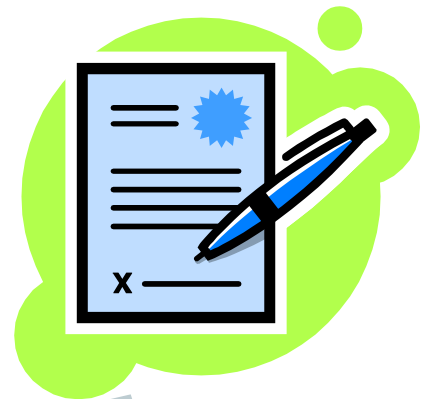
助成額は、自己負担額を差し引いた額（180,000円）となります。

4 手続き

改修工事を行う前に、最寄りの高齢者総合相談センター又は高齢者支援課在宅サービス係にご連絡ください。住宅の現況と利用される方の生活状況などを事前に確認させていただきます。

改修工事に入ってから、又は、改修工事が終了してからの申請は一切お受けできません。区の決定まで着工しないで下さい。

また、改修工事を行う工務店などは、葛飾区と「協定」を取り交わしている施行業者に限られていますので、ご注意ください。



5 手続きに必要な書類

- ① 高齢者等福祉サービス申請書
- ② 高齢者自立支援住宅改修費・住宅設備改修費申請書添付書類
- ③ 工事見積書
- ④ 図面（工事前と後の平面図・立体図）
- ⑤ 現況の写真（日付入のもの）
- ⑥ 生活自立度調査票または住宅改修理由書
- ⑦ 基本チェックリスト



6 助成の決定

助成が決定したとき、葛飾区は申請者の方に「決定通知」、「交付券」、「内訳書」、「完了届」を、施行業者には「委託通知書」、「委任状」をお渡しします。この書類は、改修工事費の助成を受けるために必要なものですので、大切に保管してください。

7 改修工事の完了

改修工事が終わったら、「完了届」を高齢者総合相談センター職員に提出していただきます。

また、自己負担額を施行業者にお支払いいただくときに、決定の際にお渡しした「交付券」及び施工業者から渡される「委任状」に記入、捺印のうえ、2点を施行業者に提出してください。

8 助成決定の取り消し

次のような場合、葛飾区は助成の一部または全部を取り消しします。また、既に助成金を受け取っていた場合はお返しいただきます。

- ① 事前に届け出た工事計画を変更したとき。
- ② 偽り、その他不正な手段により助成を受けたとき。
- ③ 助成の決定内容や区長の指示に違反したとき。
- ④ 葛飾区民でなくなったとき（死亡・行方不明も含みます）。
- ⑤ 入院、施設への入所等により、ご自宅での生活ができなくなったとき。
- ⑥ 介護保険の認定を受けたとき。

9 その他の注意事項

ご自宅が個人所有ではない場合（都営・区営住宅、公団アパート、民間のアパート・借家など）、工事前に家主・管理者の承認が必要となります。

都営・区営住宅や公団では、定められた書式がありますので、お申し出ください。